

平成 22 年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,465,942千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（ 1 ） 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合
における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 22 年 2 月 19 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎